

## 「埼玉縣造林事業報告」について

大館右喜

幕藩制時代以降、武藏国の林業は現埼玉県域の山地を中心に行開いていた。

それは大消費地江戸の建築材（木材）と燃料資源（薪炭）の提供により成立したのである。前者は山地を中心に、後者は丘陵・平地林を基盤に展開したといえよう。それゆえ、研究は林業と薪炭問題に集約され、生産活動の一端である筏運送が付隨的に論じられたのである。それら数多の研究業績に觸れしなければならないのであるが、今回は省略にしたがい、まず紹介資料の位置付けを試みておきたい。

明治政権の成立以来、あらたな生産関係の確立により、農業はもとより産業資本の成立が顕著となつた。その消長は明治二七・八年、同三七・八年の大戦により大きく変質し、周知のごとく、後年、いわゆる日本資本主義論争の主題をなすにいたる。斯様な動向のなかで林業の展開は、強固な封建遺制をもつ「山村の構造」のゆえに疎外され、一部を除き立ち遅れが顕著であつた。

そこで関東圏において有数の林業地帯をもつ埼玉県は、旧幕以来の固有の山地林業を刷新し、日露戦後の新段階に照應した県内林業地を確立すべ

く、県有地を加えて行政主導の大規模造林事業の断行を試みたのである。

ここに紹介する「埼玉縣造林事業報告」は事業の中間報告として、大正七年、埼玉県内務部が、植林の開始された明治三九年より大正四年までの、一〇か年間の事業経過を総括したものである。この事業は埼玉県林業史を通曉するに、最大規模の計画として位置付けられるものと思料し、ここに紹介を試みるものである。

明治中後期における埼玉県の林野状態は、県西部秩父山地の「山丘林」を中心とし、平坦部は「丘陵林」および「平地林」を構成していた。なお「天然林」は荒川の水源地に属する秩父地方においては鬱蒼たる「原生林」をなし、そこには扁柏・梅・唐桧・胡桃・塩地・桂・山毛櫟・栗・栎・櫛などが繁茂していたのである。また一方「人工林」は「山丘林」の一部、「丘陵林」・「平地林」の大部分をしめ、杉・扁柏・赤松・櫛・櫟などが主として植栽された。就中、荒川の支流である入間川の上流地方は杉・扁柏の植林・分収林により、埼玉県を代表する林業地帯を形成し、その林産物は入間川・荒川を利用し筏流により江戸・東京市場に運送され、多大の収

益をなしていたのである。しかしながら秩父連山の裾野・斜面に存在する広域原野・山丘は採草の他、放擲に近い存在であった。

そこで埼玉県は明治三八年、大規模な造林事業の振興に着目し、県基本財産の造成とともに、水源涵養・土砂防止など治水策も併せて遂行すべく経費予算を計上し、同年度県会に提出し、その協賛を仰いだのである。同年一二月一六日の通常県会議事録によれば、造林費継続年期および支出方法議案として、同年より明治四八年度まで一〇ヶ年の計画が策定されたのである。予算案はつきの通りである。

一金十八万二千四百二十三円四銭

#### 内訳

金一万二千八百三十九円四十五銭九厘	明治三十九年度支出額
金一万二千八百九十八円三十二銭五厘	明治四十年度支出額
金一万四千九百六十四円八十六銭	明治四十一年度支出額
金一万六千七百八十八円十六銭	明治四十二年度支出額
金一万九千二百五十五円九十七銭	明治四十三年度支出額
金二万三千三百一円六十七銭	明治四十四年度支出額
金二万三千二百七十四円四十七銭	明治四十五年度支出額
金二万一千三百十四円七十七銭六厘	明治四十六年度支出額
金二万五千五百三十五円七十五銭	明治四十七年度支出額
金一万八千四百十四円六十銭	明治四八年度支出額

この事業区は秩父郡芦ヶ久保村字鍬柄山、荒川を中心に西北に面した傾斜二三度の地帶で、地質は秩父古生層中笠山層とみられ、結晶片岩の風化による礫質埴土である。当地は從来秩父郡大宮町有林であるが、明治四〇年四月一日管理者同町町長新井市三郎と部分林設定六〇年契約を締結し、地上権登記をなし植林したものである。林材の運搬は植樹地より二里二〇町を距てた秩父市場に出し、同市場より、鉄道便もしくは荒川を利用し、筏流しによる運材が可能であった。

#### A 新植

該地は鍬柄山に山林台帳面積三〇町七反四畝九歩、荒山において原野台帳面積一四町四反五畝一一歩、合計面積四五町一反九畝二〇歩が契約時の反別であったが、実際に新植された面積は四八町一反九畝一八歩と三町歩程拡張された。

この予算計画は県の作成額に若干の修正が加えられて可決されたものであつた。修正案を提出したのは、十三番議員長谷川宗治である。知事は修正額が微々たる額であり緊縮財政案とは言えず、原案遂行こそ県の収益を早期に達成できるもので、結果的に民力休養になると答え、参与委員の中

村事務官から、減額は原案と大差なく知事の意向と同様であるとして、以下のような説明がなされた。

原案の一萬二〇〇〇円余を県下各戸平均として計算すると、平均六銭五厘の負担額であるが、造林六九年にして成木の結果は二千余万円の県財産となり、これに五歩の利子を掛けると百万円の収入が得られ、二千万円の元金を減らさずに、これを造林のために活用できる。その他運用についての答弁がなされたが、採決の結果は修正案が通過したのであった。

さて造林計画は資料通りであるが、その実施過程を各事業区ごとに検討すると次のようない状況であった。

四〇年二月に地捲に着手し、四月一四日より植栽を開始し、五月一六日に終了した。

#### B 補植

第一回明治四〇年五月、第二回明治四一年五月、第三回明治四五五年五月、各々実施し、杉一〇三、八〇〇本、扁柏八五、八〇〇本を補植した。

#### C 手入れ

明治四〇年より毎年七月一回宛の手入れ刈払を実施し、同四四年に至り、寒枯予防策として峰通り防火線に沿つて、幅二〇間は刈払を中止した。また、北面する部分で寒風猛烈な局部には筋刈をなした。大正三年度は事業上の都合により一回手入れ刈払を中止した。

#### D 保護

周囲峰通り若しくは野火延焼のおそれがある場所は固定防火線延長八一二間を設け、毎年秋一回の堀浚を実行した。また当鋤柄山事業区、高篠・定峰の三事業区に野火の防備、その他保護取締りのため監視人一名を配置した。

#### E 成績

成育等概して良好であるが、字鋤柄山の一部北面部分は寒風強烈のため、寒枯の被害を受けたが、他の部分は発育順調といえる。

鋤柄事業区において補植苗木数が多量にのぼつたのは北面局部的に寒枯被害を蒙り、三回の補植を実施せねばならなかつたからである。

### 二 焼山事業区

この事業区は秩父郡芦ヶ久保村字牛ばみやしき入、マサイ滝平、焼山を中心とする東南に面した傾斜二三度の地帯で地質は秩父古生層にして石灰

岩の風化による壇質壤土である。当地は從来秩父郡大宮町柿原定吉所有地であるが、明治四〇年四月一日部分林設定六〇年契約を締結し、同四一年七月一三日地上権登記をなし植林したものである。林材の運搬は植林地より半里を隔て県道に至り、それより二里半にして秩父市場に運搬可能である。

#### A 新植

該地は牛バミ屋敷人に山林台帳面積一五町一反三畝二三歩、同所の原野台帳面積一町八反四畝二四歩、字焼山に原野台帳面積六町八反八畝歩、同じく九町四畝二〇歩、同じく七町六畝三歩、同じく六町一反八畝一八歩が存在し、第二契約様式地の面積は、五六町一反五畝二六歩が契約時の反別であつた。なお焼山事業区には第一契約様式地が字マサイ滝平において山林台帳面積五町二反二四歩存在したので合計六〇町三反六畝二〇歩である。新植面積は六一町二反二五歩で微小の相違がみられた。植栽本数は杉一五六、〇〇〇本扁柏八六、五〇〇本を数え、同四四年一月一七日より地捲、四月三〇日より植付け作業をはじめ五月二九日まで一ヶ月間を要した。

#### B 補植

第一回明治四一年四月、第二回同四二年五月、第三回同四五五年五月、各々実施し、杉八六、〇〇〇本、扁柏六八、六〇〇本を補植した。

#### C 手入れ

明治四〇年より毎年七・八月に一回宛の手入れ刈払を実施し、同四三年より寒枯予防策として北面の寒風強烈地に筋刈を実施した。生育良好地帶は大正二年二〇町歩、同三年度二六町、計四六町歩は手入れを不要とした。最も佳良な生育地五町歩に大正三年一月、第一回の枝打を実施した

のである。

#### D 保護

周圍峰通りには延長一、五一五間にわたり固定防火線を設け、毎年秋一回の堀浚を実施し、また当焼山事業区と牛バミ事業区に野火防備、その他保護取締りのため監視人一名を配置した。

#### E 成績

生育は良好であるが北面部の冬季強風地帯は寒枯れの被害を受け第三回の補植を要した。南面の杉植栽地は鬱蒼とした林相を形成したのである。

### 三 橋立事業区

この事業区は秩父郡影森村大字上影森字奥橋立を中心とする西南に面した傾斜二五度の地帶で、地質は秩父古生層石灰岩の風化分解による埴質壤土である。当地は從来秩父郡影森村有林であったが、明治四一年四月一日、

管理者影森村長松本金太郎と部分林設定六〇年契約を締結し、同四四年七月地上権登記をなし、植林したものである。林材の運搬は植林地より二〇町にして県道に至り、それより三〇町を距てた秩父市場が予定された。

#### A 新植

該地は表の通り秩父郡影森村大字上影森字奥橋立山の実測面積一五〇町歩である。植栽本数は杉二八五、五九四本、扁柏三四四、四〇六本を数え同四〇年一一月、地拵に着手し同四一年四月完了予定であったが、天候不順のため五〇町歩を残して中斷、明治四二年三月より一ヶ月を要して植栽を完了したのである。

#### B 補植

新植地が広面積にわたった関係上、補植も第一回明治四一年五月、第二

回同四年五月に実施し、杉一六、八三一本、扁柏三三、七一九本に及んだのである。

#### C 手入れ

明治四一年より毎年七・八月に一回宛の手入刈払を実施した。

#### D 保護

毎年秋季に臨時防火線として焼切事業を実施し、大正二年一二月、野火延焼のおそれのある箇所に固定防火線延長六二四間を設け、年々秋季に堀浚を実施し、事業区に野火防備その他保護取締りのため監視人一名を配置した。

#### E 成績

極めて良好に育成し山麓、沢通り肥沃の場所は伸長三間余り、周囲目通一尺に及ぶ。

### 四 高篠事業区

この事業区は秩父郡高篠村大字山田字板久保、堂久保、コクワツル、破石、裏長茅を中心とする、北方に面した傾斜二四度の地帶で、地質は、秩父古生層中の最古層とみられる、結晶片岩の礫質埴土である。当地は從来林材伐採跡地で、秩父郡高篠村有林であったが、明治四二年四月一日、管理者高篠村長大島治平と賃借契約を締結し、同四三年一月一〇日地上権登記をなしたものである。

林材の運搬は植栽地より一里一五町を距てた秩父市場まで馬車の便による。

#### A 新植

設地は秩父郡高篠村の山林台帳五ヶ所合計五五町三反七歩、実測面積は

五一町九畝二三歩である。植栽本数は杉一六二、二〇〇本、扁柏六五、二五〇本を数え、明治四二年四月八日に着手し、五月一日に終了した。

#### B 補植

第一回明治四三年四月、第二回同四四年五月、第三回大正二年五月に実施し、杉一五、〇〇〇本、扁柏七九、七〇〇本を補植した。該地に扁柏が多数植栽されたのは、杉新植地が北面寒枯の被害が多発したため、扁柏をこれに充て補植されたのである。

#### C 手入れ

明治四二年より毎年七・八月に一回宛の手入刈払を実施し、同四三年より寒枯予防策の一助をして、北面する部分は全て筋刈とし、南面部分は全部刈とした。大正三年四月、樹苗発育と共に、寒枯予防として残存した雜木を全て刈取り、以来全部刈の方法による手入れとした。

#### D 保護

周囲峰通り全て固定防火線を設け、この延長七三八間、毎年秋季に堀浚を実施した。なお橋立事業区・鍬柄山事業区・定峰事業区に対して野火防備、その他保護取締のため監視人一名を配置した。

#### E 成績

峰通りの烈風地を除き良好な育成をみた。

### 五 定峰事業区

この事業区は秩父郡高篠村大字定峰字ゾンゲ、マシノタワ、フタニタ、細萱、ヤナガマ、セウブ久保を包摂した地域で、西南に面した傾斜平均一七度、地質は秩父古生層中の最古に属するとみられる結晶片岩の礫質礫質埴土である。

当地は、従来大半が未立木地であり、その一部に櫻樹の伐採跡地が含まれていた。部分林設定契約をなした反別中、実測面積三一町五反九畝二七歩は同村若林慶次郎、四反二畝二二歩は同村新井雄助、二町七反一畝三歩は同村新井源亮(新権者新井雄助)の所有地であった。明治四二年四月一日部分林設定六〇年契約をなし、同四三年に地上権登記が成立した。林材運搬は植栽地より一里一〇町を距てる秩父市場が予定されていた。

#### A 新植

該地は実測面積合計反別四六町七畝四歩に新植がなされた。植栽本数は杉七八、八〇〇本、扁柏一〇六、二五〇本で明治四二年四月二八日着手し、五月二五日に完了したのである。

#### B 補植

第一回明治四三年四月、第二回同四四年五月、第三回同四五四年四月に実施し、杉六七、八〇〇本、扁柏四五、〇〇〇本に及んだ。定峰事業区の補植増加はこの地域が植栽直後稀有の旱魃に見舞われ杉・扁柏とも約五割に及ぶ樹苗に枯瘍が発生したためである。

#### C 手入れ

明治四二年より毎年七・八月に一回宛手入刈払を実施した。

#### D 保護

民有地に接し野火延焼のおそれを有する部分に対して固定防火線延長六八一間を設け、毎年秋季に一回堀浚を実施した。

#### E 成績

南面した櫻樹伐採跡地の中には地味瘠惡のため一部発育不良地も存在するが、他は概して生育良好である。

## 六 広川原事業区

この事業区は秩父郡浦山村字広川原、半根石、白岩に展がる、傾斜平均三〇度の石灰岩及び硬砂岩の風化分解により生じた礫質埴土地帶で從来雜木伐採跡地である。明治四三年三月段階では山林台帳面積一〇町歩、外に一〇町歩の岩石地をみとめるが、実測面積は八一町六反三畝一〇歩に及ぶものであつた。所有者は同村海老原長吉、浅見弥重郎、原島信太郎、小林卯吉、原島クメノ、斎藤里吉、原島礼藏、上林ウネ、原島孝吉、市川秀三郎、同郡中川村久那峯岸津太五郎であつた。同年四月部分林設定六〇年契約を結び、その後広川事業区では秩父町長谷川新六などの所有地を大正三年部分林設定契約又は賃借契約を締結し、同年、翌四年に地上権登記された。

木材運搬は二〇町を距てた浦山川から管流により荒川本流に出し筏流しにより秩父に経流されるものであつた。

### A 新植

該地は明治四三年八一町六反三畝一〇歩、大正三年一二八町九反二畝歩、大正四年七八町八反六畝二〇歩、合計二八九町四反二畝歩を新植している。植栽本数は杉二六二一、八〇〇本、扁柏六一〇、〇〇〇本にのぼつた。

### B 補植

なし。

### C 手入れ

明治四三年より毎年七・八月一回宛の手入刈払を実施した。但し明治四年植栽地八一町余は大正三年度のみ手入刈払を見合わせている。

### D 保護

民有地萱野に接し、野火延焼のおそれある字半根石地域では、延長一二一

五間の固定防火線を設け、毎年秋、堀浚を実施している。その他、各事業区同様に保護取締のため監視人を一名配置している。

## 七 槐川事業区

この事業区は秩父郡槐川村大字白石字本皆戸、奈良田、野土平、元槐川、細山、丸塚、中ノ竈、萩殿、槐川平、比企郡大河村大字腰越字堂平に跨る、北面に面した傾斜地平均二一度の地帶である。なお一部は東南に面した同傾斜地を含むものである。

ともに地質は片麻岩及び輝緑岩の風化分解により生じた礫質埴土で、從来草生地である。所属は国有地で明治四二年五月、東京大林区署長山林技師有田正盛と部分林設定六〇年契約締結により植栽のはこびとなつた。

該事業区は国有林台帳では表のように七五町六反余であるが、実測面積は約二倍の一四七町歩存在した。木材運搬の便は、

植栽予定地		国有林台帳面積		
秩父郡槐川村大字白石字本皆戸	2町	2反	8畝	0歩
奈良田	2	9	10	17
野土平	5	7	28	15
元槐川	7	6	1	18
細山	1	4	14	4
丸塚	6	2	19	4
中竈	2	2	19	4
細山	2	3	19	4
槐川平		9	20	4
萩殿	1	8	6	20
比企郡大河村大字腰越字堂平	41	6	6	20
合 計		75町	6反	7畝26歩
実測面積		147町	4畝	5歩

大河村腰越に運び、同地同部落より陸運もしくは槐川管流により比企郡小川町市場に搬出し、堂平方面からは一里を距てる

より県道一里半にして前掲市場へ達することができた。

#### A 新植

該地は明治四三年五月より実測面積一四七町四畝五歩に植栽がなされ、杉一八四、九〇〇本、扁柏四三一、五五〇本を数えた。

#### B 補植

第一回明治四四年五月、第二回同四五年五月、第三回大正二年五月に実施し、杉四六、〇〇〇本、扁柏五五、八〇〇本が補植された。

#### C 手入れ

明治四三年より毎年七・八月一回宛の手入刈払をなし、寒枯予防のため北面の寒風強烈地帯に筋刈を、その他は全部刈を実施した。

#### D 保護

峯通り野火延焼のおそれある部分に、固定防火線延長二、五二三間を設置し、毎年秋、堀浚を実施し、なお保護取締のため監視人一名を置いた。

#### E 成績

概して生育は良好状況を継続した。

### 八 牛バミ事業区

この事業区は秩父郡芦ヶ久保村牛バミガランに存在し、東南に面した傾斜平均二三度の地域である。一部北東に面した部分も存在するが傾斜度に差はない。地質は秩父古生層に属し、石灰岩の風化分解せる埴質壤土である。

該地は未立木地、旧来放牧地で秩父郡高篠村大字山田浅見竹松の所有地、

山林台帳面積二五町五反一畝一四歩、原野台帳二五町三反二畝一七歩、合計面積五一町三反二畝一七歩のところ、実測面積は三八町九反九畝一八歩

であり同面積により、明治四三年七月、部分林設定契約を締結し、同七月一九日地上権登記がなされたのである。

林材運搬の便は植栽地より一里を隔て県道に至り、さらに一里半を車馬により秩父市場へ結ぶものである。

#### A 新植

明治四四年五月、前掲の実測面積に植栽された。本数は杉五〇、〇〇〇本、扁柏一二〇、〇〇〇本である。

#### B 補植

明治四五年五月、大正二年四月の二回にわたり扁柏一二、三〇〇本が補植された。

#### C 手入れ

明治四四年より毎年七月一回宛の手入刈払を実施し、寒枯予防策として北面の寒風強烈地には筋刈、その他は全部刈をなした。

#### D 保護

峰通り、民有地接近地は野火延焼のおそれがあるため固定防火線延長九〇三間を設置し、毎年秋一回、堀浚を実施する。なお、当事業区と焼山事業区で保護取締のため監視人一名を置いた。

#### E 成績

概ね良好で、特に南面する杉植栽地は発育きわめて旺盛となる。

### 九 下木影事業区

この事業区は秩父郡浦山村字下木影、仁田場に展開する北東面、北西南の傾斜平均二五度の地域である。地質は秩父古生層の石灰岩及び硬砂岩の風化により生じた壤質埴土である。

該地は雑木伐採跡地で、秩父郡大宮町松本源次郎ほか八名と明治四三年九月（一部同四年）、部分林設定六〇年契約を締結登記した実測面積六九

町二反八畝二一步と大正三年同様に契約された。面積一八町一反九畝歩、合計八七町四反七畝二一步に及ぶものである。所有者は前掲松本源次郎、同町松本仙三郎、秩父郡中川村九那峯岸太五郎、浦山村海老原長吉、同浅見辰五郎、同浅見勝五郎（親権者サダ）同上林嘉三郎、同海老原嘉内、大宮町柿原定吉らであった。

林材運搬の便は植栽地より六町ほど沢を利用して字山擱に出し、同所より三里半陸運又は浦山川を利用して平沢に至り、それより荒川を経て秩父市場へ運ぶ経路である。

#### A 新植

明治四四年五月、前掲六九町二反八畝二一步に、次いで大正三年五月一

#### B 補植

一六九、五〇〇本を植栽した。

#### B 補植

第一回明治四五年五月、第二回大正二年五月、第三回同三年と実施され

合計杉四七、五〇〇本、扁柏五四、六五〇本が補植された。補植のおり、散在する雑木伐採箇所に植栽し、これを補植数に加えた。

#### C 手入れ

明治四四年より毎年七月、一回宛の手入刈払をなし、大正三年より寒枯予防策として北面の一部に筋刈を実施した。

#### D 保護

野火防備その他取締のため監視人を一名置いた。

#### E 成績

概して良好の成育をとげる。

#### 一〇 荻久保事業区

この事業区は秩父郡浦山村字荻久保、荻の久保、所水の東南に面した傾斜平均三五度の地帯で、秩父古生層石灰岩・硬砂岩の風化分解による壤質埴土におおわれたところである。当地は從来、雑木伐採跡地で明治四三年、浦山村斎藤里吉ほか一名と、部分林設定契約を締結、地上権登記をなし、植林された。

林材の運搬は林地より三〇町の沢を利用し、字土性に下げ、さらに二里半、陸運または浦山川を利用して平沢に至り、それより荒川を経て秩父市場に搬出する。

#### A 新植

明治四四年五月、二三町二反七畝一四歩。大正二年五月、二八町五反七

畝歩、合計五〇町八反四畝一四歩を新植した。植栽本数は杉六五、一〇〇本、扁柏八九、八五〇本である。

#### C 手入れ

第一回明治四五年五月、第二回大正二年二月、杉九、〇五〇本、扁柏二六、三五〇本を補植した。

#### D 保護

明治四四年より毎年七月、一回宛の手入刈払を実施した。

野火延焼のおそれある部分に固定防火線二八六間を設け、毎年秋一回堀浚を実施する。なお植栽地内の地盤崩壊部分に大正四年簡易な砂防工事を

実施した。当事業区と払指事業の区では、保護取締のため監視人一名を置いた。

#### E 成績

概して良好に育成した。

#### E 成績

概して生育は良好である。

#### 一二 生川事業区

この事業区は秩父郡横瀬村字生川、武甲山の北東に面した傾斜二五度ないし四〇度の地帶で、一部南面地も含まれている。秩父古生層の石灰岩の風化分解による埴質壌土である。

当地は伐採後一〇年内外の雑木萌芽林であり、明治四四年、秩父郡横瀬村横田伝右衛門ほか二三三名と部分林設定契約を結び、大正二年三月地上権登記をなしたものである。林地は三〇五口におよび、その面積は実測三七二町八反五畝歩であった。林材の運搬は植栽地より一里半を経て県道に達しそれより一里にして秩父市場へ搬出。

#### A 新植

明治四四年一〇月、二八五町八反五畝歩、大正二年五月、八七町歩、合計三七二町八反五畝歩を新植した。植栽本数は杉一九一、三〇〇本、扁柏八〇三、三五〇本である。

#### B 補植

大正三年五月、杉一〇、〇〇〇本を補植した。

#### C 手入れ

大正元年より毎年七・八月に一回宛の手入れ刈払を実施し、かつ寒枯れを予防するために、小字妻坂の一部で北面部の寒風烈強地帯には筋刈を実行した。

明治四四年より毎年八月、一回宛の手入れ刈払を実施した。

#### D 保護

野火延焼のおそれある部分には固定防火線延長六七一間を設定した。

秋一回堀浚を実施する。なお植栽地内の地盤崩壊部分に、大正四年、簡易な砂防工事を実施し、なお野火防備、保護取締りのため監視人一名を置いた。

#### E 成績

大面積の造林地にもかかわらず、全区で良好に発育した。

#### 一三 扱指事業区

この事業区は秩父郡浦山村字手払指、地勢は概ね西北に面し、傾斜平均三〇度の山容である。地質は秩父古生層石灰岩、硬質岩の風化分解による壞質埴土である。当地は從来、雜木伐採跡地で、四・五年生の萌芽林であつた。大正二年三月一日、秩父郡浦山村海老原長吉外八名と、部分林設定契約を結び、地上権登記をなし植栽するに至った。

林材の運搬は植栽地より半里、浦山川を利用し、平沢に至り、それより陸路二里、または荒川を利用して筏流により、秩父市場へ搬出した。

#### A 植栽

大正二年五月、二八町二反七畝歩の地に、杉五七、三〇〇本、扁柏三〇、四〇〇本を植栽した。

#### B 補植

実施せず。

#### C 手入れ

大正二年より毎年七月一回宛の手入れ刈払を実施した。

#### D 保護

払指事業区を萩久保事業区に対し、野火防備その他、保護取締りのため監視人一名を置いた。

E 成績  
極めて良好で植栽苗の発育は旺盛である。

#### 一四 日野沢事業区

この事業区は秩父郡日野沢村大字日野沢字板橋、上カハコイ岩、中丸、岡田金作外三八名の共有原野であつたが、大正二年四月一日、部分林設定契約を結び、同年七月三日地上権登記をなし、植栽にいたつた。

林材の運搬は植栽地より二里の間、駄馬により下吉田村に運び、それより県道を二里半、秩父線国神駅から鉄道便にて搬送可能である。

#### A 新植

大正二年五月、三九町七畝一四歩の地に、杉六二、七〇〇本、扁柏六五、七〇〇本を植栽した。

#### B 補植

大正三年三月、同四年四月の二回にわたり実施し杉二〇、〇〇〇本の補植をなした。

#### C 手入れ

大正二年より毎月七月、一回宛の手入れ刈払を実施した。

#### D 保護

野火延焼のおそれある部分には固定防火線一、三一三間を設け、毎年秋季一回堀浚を実施し、なお野火防火対策のため監視人を一名置く。

E 成績

概して良好である。

#### 一六 東神嶺事業区

この事業区は秩父郡矢納村字東神嶺と大平に展がる北方傾斜地一五度ないし二〇度の地域で、地質は結昌片岩の硬質埴土である。

この事業区は秩父郡矢納村王城より一部岩石に展がる東北傾斜地、平均二五度の地域で、地質は結昌片岩の硬質埴土である。従来、草生地で矢納村西井禎重郎・新井鍋作・新井宣太・野口元男・野口一郎等と、大正二年四月・同四年一月に部分林設定契約を結び、地上権登記された。

林材運搬は植栽地より一里を距てた群馬県鬼石街道に出し、それより県道または神流川の水運により各市場へ搬出。

A 新植

該地は大正二年五月、四三町八畝歩、同四年四月二三町五反歩、合計六

五町五反八畝歩にわたり、杉四一、〇〇〇本、扁柏九四、〇〇〇本を新植した。

B 補植

大正三年五月、同四年四月の二度に亘り、杉八五、四〇〇本、扁柏一六

D 手入れ

大正三年三月、同四年七月・八月に一回宛、手入れ刈払を実施した。

C 保護

大正二年より毎年七月・八月に一回宛、手入れ刈払を実施した。

E 成績

年秋季一回の堀浚を実施した。

概して佳良である。

野火延焼のおそれある部分に、固定防火線延長一、六六八間を設け、毎年秋冬季一回の堀浚を実施した。

D 保護

大正二年より毎年七月・八月、一回宛の手入れ刈払をなし、北斜面は寒枯予防のため、特に寒風烈強な峰通りは筋刈とした。その余は全部刈を実施した。

野火延焼のおそれある部分に対し、固定防火線、延長一、九五四間を設け、毎秋一回の堀浚を実施した。尚、前掲のように当事業区と王城事業区に併任の監視人一名を置いた。

A 新植

大正二年四・五月、七六町五畝一二歩に、杉八五、四〇〇本、扁柏一六

〇、一〇〇本を植栽した。なお、この内、二町歩は桑園跡地のため、同三

年三月、新植した。

B 補植

大正三年三月、同四年四月の二度に亘り、杉二九、九五〇本、扁柏二五、

一〇〇本を補植した。

C 手入れ

大正二年より毎年七月・八月、一回宛の手入れ刈払をなし、北斜面は寒枯

予防のため、特に寒風烈強な峰通りは筋刈とした。その余は全部刈を実施した。

北面の峰通りに寒枯被害あり、補植実行して良好。

### 一七 有馬事業区

この事業区は秩父郡名栗村大字下名栗字大平、白岩沢、桂子山。地勢は東北面に面し、一部は南面している。傾斜は二〇度ないし三五度の地域で、地質は秩父古生層にして石灰岩の風化分解した埴質壤土である。

該地は從来、雜木伐採地で名栗村は下名栗区有、または同村有地を大正二年一〇月二三日、同三年九月五日、管理村長と部分林設定契約を結び、地上権登記済。

林材運搬は植栽地より約二里で県道に至り、陸運または名栗川を利用して筏流しにより荒川を経て東京市場へ搬出。

#### A 新植

該地は大正三年四・五月、八五、六〇〇〇歩、大正四年四月植栽の四三、六〇〇〇歩、計一二九、二〇〇〇歩にわたり、杉六八、〇〇〇本、扁柏二七二、二〇〇本を新植した。

#### B 補植

なし。

#### C 手入れ

大正三年、新植栽地の雜草繁茂か所の一部を手入れ刈払を実行。翌四年度、余地に手入れ刈払をなし、寒風烈強部分には冬枯予防のため筋刈を行した。

#### D 保護

大正三年保護取締りのため監視人一名を置き、当事業区に野火防備その他ため監視人一名を置いた。

E 成績  
概して良好、就中、南面傾斜地は発育旺盛、深山においては稀にみる好成績。

### 一八 逆川事業区

この事業区は秩父郡名栗村大字上名栗・大字下名栗の羽根バミ・逆川・井戸入・穴小屋に展がる地域、地勢は概して東南に面し、一部が北東面で傾斜二〇度ないし三〇度の地帶である。地質は秩父古生層にして石灰岩の風化分解せる埴質壤土である。

該地は從来、雜木伐採跡地で、名栗村有、および大字下名栗区有地であったが大正二年一〇月二五日、同三年九月五日、管理村長と部分林設定契約を結び地上権登記済。

林材運搬は植栽地より約一里ないし二里にして県道に至る。さらに陸運または名栗川の筏流により、荒川を経て東京方面へ搬出。

#### A 新植

大正三年四月、九八、一四〇〇歩、同四年四月に四四、二九二六歩、計一四二、五三三六歩ほどに、杉一七三、二〇〇本、扁柏二四一、八〇〇本を新植した。

#### B 補植

なし。

#### C 手入れ

大正三年字羽根バシの雜草繁茂地をはじめ全面に手入れ刈払を実施、さらに翌四年、寒風の烈しい峰通りに寒枯予防策として筋刈を実施した。

大正四年保護取締のため監視人を置く。

べて今後の課題である。造林事業の計画の大要は次頁抄出資料が参考になろう。

### 一九 三峰事業区

この事業区は秩父郡大滝村大字三峰・大滝字桂平・大血川向山。地勢は西北に面して平均三五度の傾斜地で地質は秩父古生層の石灰岩および硬砂岩が風化分解により生じた壤質埴土である。

従来、雜木伐採跡地で大滝村大字三峰の県社三峰神社の社有地を大正三年三月三〇日、同社代表者と部分林設定契約を結び、地上権登記済。林材運搬は植栽地より一里半、小谷を利用して荒川の上流に達し、それより筏流により秩父市場へ搬出。

#### A 新植

該地は大正四年五月、九二一、八三〇〇歩に、杉三〇、〇〇〇本、扁柏二〇四、〇〇〇本を新植した。

#### B 補植

なし。

#### C 手入れ

大正四年八月第一回の手入れ刈払を行う。

#### D 保護

大正四年監視人を置き保護取締りをなす。

#### E 成績

概して良好。

以上のごとく、一九事業区を設定し、県が四ヶ所において育成をはかつた苗圃からの植樹をすすめたのである。さらに事業の遂行過程は、現地に残存する村役場資料により、検討を加えなければならないのであるが、す

造林事業区概念図（○印数字は事業区番号）2006.1. 作図



『埼玉縣造林事業報告 大正七年 抄出』

1 造林事業の計画

第一、県植樹造林は県の基本財産を養成し及水源涵養土砂扞止並林業模範に適する土地に於て施行す

第二、植樹造林は明治三十九年度より着手し四十八年度迄十ヶ年を以て一期となし其間経費拾八万弐千四百弐拾參円〇四銭を以て面積二千二百町歩苗木千四百三十万本を限度として毎年継続施行す

第三、前項植樹造林の面積及苗木は毎年度左の区別により更に各年予定面積を分ち一ヶ所五十町歩以内つ、数ヶ所に分割施行す  
三十九年度 苗圃設置此面積八町七反歩

此支出金額四千六百六拾四円七拾四銭

四十年度 植栽面積 百町歩 苗木五十万本(補植共)

此支出金額壹万参千八百六円六拾弐銭五厘

四十一年度 植栽面積 百五十町歩 苗木八十六万本(同)

此支出金額壹万五千八百拾五円拾六銭

四十二年度 植栽面積 二百町歩 苗木百二十五万本(同)

此支出金額壹万七千六百九拾六円四拾六銭

四十三年度 植栽面積 二百五十町歩 苗木百五十五万本(同)

此支出金額貳万百弐拾四円弐拾七銭

四十四年度 植栽面積 三百町歩 苗木百八十万本(同)

此支出金額貳万弐千貳百九円九拾七銭

四十五年度 植栽面積 三百町歩 苗木百九十二万五千本(同)

此支出金額貳万參千百拾五円七拾七銭

四十六年度 植栽面積 三百町歩 苗木百九十二万五千本(同)  
此支出金額貳万參千弐百九円七錢六厘

四十七年度 植栽面積 三百町歩 苗木百九十二万五千本(同)  
此支出金額貳万弐千四百四拾四円五銭

四十八年度 植栽面積 三百町歩 苗木百九十二万五千本(同)  
此支出金額貳万九千參百弐拾弐円九拾壹銭九厘

第四、前項植樹に要する土地は民有地を借入れ地上権を設定し左の方法により地代金を其土地所有者に償ふ

一、収益分収造林法によるもの

植樹後三十年目以後の間伐主伐収入の十分の三額

一、土地賃貸借造林法によるもの

毎年一町歩に付き料金六拾銭乃至壹円以内額

第五、第二項植樹造林予定面積中前項の収益分収造林及賃貸借地造林法により設定せんとする予定面積の区別左の如し

一、収益分収造林法 千百町歩

一、賃貸借地造林法 千百町歩

第六、植樹造林は本県秩父郡内国土保安上必要なる場所に於て施行す

第七、植樹造林に要する主要樹種は杉篇柏の二種とす但し其实地の状況に由り予定経費の範囲に従ひ他日有望と認むる樹種を混植す

第八、植樹造林木の主伐期は六十年とす

第九、植樹造林木に対しても主伐期前左の年度に於て前後五回の間伐を実行し其都度毎町歩左の割合を以て収穫すべき予定とす

植付後 十五年目 現在立木の 三割 収穫木 千二百本  
同 二十年目 同 二割 同 五百四十本

同	二十七年目 同	二割 同	四百二十本
同	三十五年目 同	一割五分 同	二百四十四本
同	四十五年目 同	一割五分 同	二百本
第十一、	植栽を要する土地の地拵は前年度に於て実行す	但し幼苗購入養成は三十九年度に限ると雖も若し苗圃産出苗數不足にして植栽苗木需要を充たす能はざることを予知したるときは規定予算の範囲に於て適宜幼苗購入養成をなす	
第十二、	植栽樹苗数は一町歩平均五千本とす		
第十三、	植栽地の下刈手入は新植年度より七ヶ年間施行		
第十四、	植栽地樹木の枝打ちは植付後十二年目に於て一回施行す		
第十五、	植栽用樹苗は苗圃を設置し栽培養成したるものを以て供給す	但し必要なる場合には予定経費の範囲に於て他の植栽用樹苗を下種養成す	
但四十八年度植栽必要苗木の内不足の分は民間養苗者より購入供給す	但し必要なる場合には予定経費の範囲に於て他の植栽用樹苗を下種養成す		
第十六、	植栽用樹は下種後二回乃至三回床替をなしたる健全樹苗を於て供給す	但し必要なる場合には予定経費の範囲に於て他の植栽用樹苗を下種養成す	
第十七、	苗圃の設置は三十九年四月より着手し四十八年度迄十ヶ年間継続施行によりて完了の予定となす	但し必要なる場合には予定経費の範囲に於て他の植栽用樹苗を下種養成す	
第十八、	苗圃の位置は苗木運搬の便利と樹苗養成の安全なる土地に於て選定す	但し必要なる場合には予定経費の範囲に於て他の植栽用樹苗を下種養成す	
第十九、	苗圃の敷地は民有地を借り入れ地上権を設定し毎年相当借地料を支払ひ充用す	但し必要なる場合には予定経費の範囲に於て他の植栽用樹苗を下種養成す	
第二十、	苗圃に於て養成産出せんとする樹苗は三十九年度より四十八年度迄十ヶ年間植栽上必要な苗数及び四十九年五十年の兩年度間植栽地補植必要な樹苗を併せ千四百三十万本より少なからざる樹苗を養成産出する予定とす	但し必要なる場合には予定経費の範囲に於て他の植栽用樹苗を下種養成す	
第二十一、	苗圃に於て下種養成及幼苗買入養成の一種とす	但し必要なる場合には予定経費の範囲に於て他の植栽用樹苗を下種養成す	

5 縣造林費目別予定標準  
造林作業費の標準は諸般の関係により一様ならざるも県造林設定予定地の現状により調査したる結果左の標準によりて計画す

2 縣造林計画面積と期間(表1参照)  
3 縣造林間伐計画(表2参照)  
4 縣造林付属苗圃計画(表3参照)

一、地 拵  
男人夫一人一日反別五畝歩出来とす  
二、苗 木



至四十八年度 四名宛

自四十九年度

三名宛

至五十年度

三名宛

至五十三年度

二名宛

五十四年度以後 一名宛

二名宛

十三、雑費

二名宛

至五十九年度

五万九千六百七十四円七十銭

造林事業用雑費にして初期は悉皆造林地を通し毎年二拾円其造林地増加するに従ひ五拾円迄を予定し年度進むに従ひ逸減して

二拾円となり伐期前九ヶ年間は不用とす

至六十八年度

二万二千二百十五円七十五銭

自六十九年度

二万七百三十九円七十五銭

至七十八年度

二万八百六十二円六十五銭

自七十九年度

二万八百六十二円六十五銭

至八十八年度

二万八百六十二円六十五銭

自八十九年度

二万四百八十九円

自九十九年度

一万三千二百五十六円五十銭

至百八年度

十五万七千二百三十八円三十五銭

計

三十三万九千六百六十一円三十九銭

一、植栽費

借地料、地拵費、苗木代、植付費、下刈費、枝打費、間伐費、防火線

費、監視人費、監視人小屋費、造林人夫小屋費、雑費、

二、苗圃費

借地料、地上作物償却代、種子代、苗木購入費、地拵費、除草施肥及

保護費、播種費、除害諸色代器具費、肥料代、物置小屋建設費、監視

人費、通信運搬費、監督吏員旅費、雑費、

三、造林管理費

監督吏員俸給、恵与、死亡退職賜金並遺族扶助料、療治料、県技師旅

費、県吏員旅費、嘱託手当、諸用紙類、薪炭油費、印刷費、通信運搬

「埼玉縣造林事業報告」について

費、備品費、

以上各費用に対する詳細の計数は別記第一号及第二号表により之れを知る  
可きも茲に三十九年度より四十八年度迄十ヶ年間毎年所要の経費及四十九  
年度以後十ヶ年毎の合計経費を摘記すれば在の如し(表4参照)

自四十九年度

五万九千六百七十四円七十銭

至五十九年度

五万九千六百七十四円七十銭

至六十九年度

二万二千二百十五円七十五銭

至七十九年度

二万七百三十九円七十五銭

至八十九年度

二万八百六十二円六十五銭

至九十九年度

二万四百八十九円

至百八年度

十五万七千二百三十八円三十五銭

計

三十三万九千六百六十一円三十九銭

6 造林に要する経費の概略

一、植栽費

借地料、地拵費、苗木代、植付費、下刈費、枝打費、間伐費、防火線

費、監視人費、監視人小屋費、造林人夫小屋費、雑費、

二、苗圃費

借地料、地上作物償却代、種子代、苗木購入費、地拵費、除草施肥及

保護費、播種費、除害諸色代器具費、肥料代、物置小屋建設費、監視

人費、通信運搬費、監督吏員旅費、雑費、

三、造林管理費

監督吏員俸給、恵与、死亡退職賜金並遺族扶助料、療治料、県技師旅

費、県吏員旅費、嘱託手当、諸用紙類、薪炭油費、印刷費、通信運搬

林より得る所の毎町歩并に全林の収穫予定左の如し(表5参照)  
縣造林の収入は間伐主材の両収穫にして其の詳細は別記に表するものご  
とく、間伐収入は植付後十五年目二十年目二十七年目三十五年目四十五年  
目の五回となし、主材収入は六十年目となし其の都度借地林及び収益分収

「埼玉縣造林事業報告」について

一九〇

備考 第一回間伐迄約一割五分見込控除す

分収林每町歩収入(表6 参照)

備考 第一回間伐迄約一割五分を見込控除す

但し収益分収造林地は借地造林設定予定地に比し交通便利の山地なるが故に伐木一本の単価は彼れに比し高価となす所なり然れども地代償却の為め三十年後の収入金十分の三は土地所有者に償ふ目的を以て分収せしむる予定なるが故に原本单価高価なるも県の収入額は借地造林に比し少なきを免かれず而して間伐収入は十五年目より五十四年目まで四十ヶ年間は少しも間断なく毎年少きは九千六百円多きは六万九千円の収入を得べくして其間収むる處の収入額は合計左の如し

借地林間伐総収入 七拾三万七千八百八拾円

収益分収林同 七拾八万六千貳百四拾円

又主伐収入は六十年目より六十九年まで十ヶ年間連年継続し毎年少きは三拾五万七千円多きは九拾万七千円づゝの収入を得可くして其間収むる所の収入総額は左の如し

借地林主伐収入総額 四百貳拾參万五千円

収益分収林同 參百六拾參万円

以上間伐主伐両収入合計左の如し

金収入金九百參拾八万九千百貳拾円

四百九拾七万貳千八百八拾円

内 借地林全収入

四百四拾壹万六千貳百四拾円

収益分収林全収入

支出元利総計高 九百八拾九万貳千七百七円

8 収支の比較

本計画造林の経済を利率に関せしめずして單に其の収入支出の元金に対し損益を比較する時は別記第六号表の如く明治三十九年より六十一年度迄即ち造林着手の年より二十二年目迄は常に支出の損失となるも六十一年度即ち造林開始後二十三年目に達すれば其の年迄に得たる毎年の収入額により既往総ての造林支出を償ひ更に毎年森林維持費を支払ひ行くも尚ほ其収入は支出を超過し其超過額は逐年遞加して造林着手後三十年目には貳拾六万八千円餘となり四十年目には六拾六万八千円餘となり五十年目には百參拾万円餘となり六十年目には百五拾六万円餘となり十ヶ年間造林したる樹木が伐木が伐期に達して其全部を伐採し去る暁即ち着手後六十九年目には其造林一伐期間に要したる総ての支出元金を超過して純益となる處の収入元金総額は左の如し

支出元金合計 參拾參万九千六百六拾壹円參拾九錢

収入元金合計 九百參拾九万七千五百貳拾円

差引純益金 九百五万七千八百五拾八円六拾壹錢

更に其収支元金に対し年利六朱の福利によりて損益を対比するに之れ亦別記第六号表の如く三十九年度より七十三年度迄即ち造林開始の年より三十年間は其の間多少の収入あるも常に支出元利金の超過を免れずして損失となるを見るも開始後三十六年目よりは収入元利金の超過と變じて利益となり其利益は逐年通加して着手後四十年目には拾七万八千円餘となり三十年目には七拾九万七千円餘となり六十年目には貳百五万円餘となり十ヶ年間造林したる全部の材木を伐採し去る暁には凡ての造林費元利金を償ひ全く純益となる収入元利金左の如し

収入元利総計金 貳千貳百七拾七万七千七百六拾四円九拾錢

差引金 壱千弐百八拾八万五千五拾七円九拾錢 純益

一町歩造林純益 五千八百五拾六円八拾四錢四厘 每年平均純益 拾八万六千七百參拾九円九拾七錢

植付樹木一本当たり毎年純益 壱錢參厘

更に収益分収林と借地林との収支を比較するときは左の如し

但各一町歩当たり収支を比較す(表7、表8参照)

又以上収支の差額により投入資金に対する運転利率を算出するときは左の如し

毎年毎町歩壹円の借地林 年利七朱壹厘

同上 六拾錢の借地林 年利七朱四厘

収益分収林 年利七朱八厘

但し借地林の純益を収益分収林に比し少き利率となるを見るのは其の位置を異にし運材上稍不便の個所に属するか故に収益分収林法に従ふに比すれば

其の利益者大なるに係はらず元と彼と此とは其原木代価の相違せるに由る故に若し此の借地林法に依らんとする土地に対して収益分収法に従ふものとすれば其毎町歩元金純益の差額左の如し(表9参照)

即ち借地林を収益分収林となす場合に於ける毎町歩収支元金の差前記の如く殆んど壹千円以上の不利となるを見る

第二條 県造林の種別は植樹造林天然生樹補育造林及び樹苗栽培の三種とす

第四條 県造林は官有又は民有の土地を借入購入又は官有地譲与に依り施設す

第五條 県造林にして官有地又は民有の借入を要するときは地上権を設定し契約により土地所有者へ造林収益の幾分若くは料金を償ふ

第六條 県造林にして官民有土地を借入施行せんとするときは予め其実行地に対し地上権の設定を契約し後年度実行計画地に対しては地上権設定の予約をなす

第七條 県植樹造林に要する樹苗は附屬苗圃を設定し養成供給す但し植樹上必要苗木にして苗圃養成を俟つこと能はざる場合若くは養成苗木不足にして植樹造林を□□□経費予算の範囲内に於て便宜苗木を購入す

第八條 苗圃の設置期間は県造林上苗木の満了を以て限度とす

第九條 苗圃養成樹苗の算出数にして当該年度に於ける造林の需用を充たし尚ほ残餘を生したるときは明治三十二年十一月埼玉県令第六十

一号苗木下附規則により無代下附す

第十條 県造林事業經營のため左の職員を置き事業の繁閑に応し適宜増減す

技師・技手・雇員

第一條 県造林は県の基本財産を養成し及び水源涵養、土砂抑止並に林業上の模範を期する目的を於て施行す

第二條 県造林は明治三十九年度より着手し四十八年度迄十ヶ年を以て一  
期となし其間連年継続施行をなす

林事務所を置く

第二條 事務所詰員は林務に従事する職員中より之を命ず

第三條 埼玉県林業技師若しくは詰員中の主席者を以て事務所主任とし所屬上官の指揮に従ひ県造林事業に属する事務に従事し所属員及苗圃造林地監視人等を指揮監督す

第四條 詰員は各造林地を毎月二回以上巡視し造林其の他の事業地に対しては隨時出張して事業を施行すべし

第五條 詰員は巡回若しくは出張中常に左の事項に注意すべし

イ、県造林に於ける有害鳥獸蟲類等の発生又は風雪火災其の他の被害の有無

ロ、県造林地内に於て樹木土石下草其の他產物の盜採有無の状況

ハ、県造林の成績状況

二、県造林地附近に於ける林野火入の状況

ホ、出水等に於ける各支流出水の状況

ヘ、県造林地並に其の附近林野の崩壊地又は共虞ある土地の所在廣袤表現

況、原因等、

ト、境界標保存の状況

チ、其の他林野の被害異状並に事業施行上必要と認むる事項

前項各号の被害並に状況等に対しては相当の処置をなし且つ速に報告し上官の指揮を受くべし

第六條 県造林県苗圃又は其の附近に火災を生じたる時若しくは洪水等の為め土地の崩壊流失を來す等被害を及ぼすの虞ありと認むる時は直に現場に出張し応急防禦の処置をなすべし但し被害の際は第一号様式に圃面を添付し遅滞なく報告すべし

第七條 詰員は県造林並に県苗圃事業施行に對し其の緩急時季の適否其の他利害の関係を審査し施行方法取調書を調製し主務課に申告し指揮を受くべし

第八條 前條の指揮にして随意契約に依り請負に付すべきものあるときは当事者二名以上の見積書を徵し上申すべし

但壱名の外見積書を徵する能はざる時は其の事由を具し申告すべし

第九條 請負人より請負契約期日の變更を出願したる時は意見を付し主務課に具申し指揮を受くべし

第十條 請員に於て事業を中止するの必要を認めたる時は直に其の事由及期日を申告し指揮を受くべし

第十一條 詰員に於て契約の解除又は之に伴ふ処分の必要を認めたる時は其の事由を主務課に申告すべし

第十二條 詰員及監視人は造林地内に有害鳥獸繁殖し被害多くして銃器に依るに非ざれば駆除し能はずと認めたる時は害鳥獸の種類及び被害の状況を詳具し捕獲証票を請求することを得

第十四條 詰員及監視人にして害鳥獸捕獲証票の交付を受けたる時は狩猟用すべからず

第十五條 監視人より満期許可証の返付ありたるべきは意見を具し主務課に所轄警察署に報告すべし

第十六條 請負は第一号様式により毎月造林地及苗圃等の成績を取調べ翌月五日限に進達すべし

表1 県造林計画面積と期間

年度	面 積		
	借地林面積	分収林面積	全面積
39年度	50町歩	50町歩	100町歩
40年度	50	150	200
41年度	50	150	200
42年度	50	150	200
43年度	150	100	250
44年度	150	100	250
45年度	150	100	250
46年度	150	100	250
47年度	150	100	250
48年度	150	100	250
計	1,100	1,100	2,200

表2 間伐計画

第1回間伐	植付後	15年目	現今立木の3割	間伐
第2回 同	同	20年目	同 2割	同
第3回 同	同	27年目	同 2割	同
第4回 同	同	35年目	同 1割5分	同
第5回 同	同	45年目	同 1割5分	同

表3 造林付属苗圃計画

年度	金額
39年度	6,522円,459
40年度	4,025,325
41年度	4,177,860
42年度	3,961,660
43年度	3,958,970
44年度	4,121,670
45年度	3,995,970
46年度	3,397,776
47年度	2,292,250
48年度	846,600
合計	37,300,540

表4 造林経費の概要

年度	総額	造林費	苗圃費
39年度	12,839円,459	6,317円,000	6,522円,459
40年度	12,898,325	8,873,000	4,025,325
41年度	14,906,860	10,729,000	4,177,860
42年度	16,788,160	12,826,500	3,961,660
43年度	19,215,970	15,257,000	3,958,970
44年度	21,301,670	17,180,000	4,121,670
45年度	22,207,470	18,211,500	3,995,970
46年度	22,314,776	18,917,000	3,397,776
47年度	21,535,750	19,243,500	2,292,250
48年度	28,414,600	17,568,000	846,600
計	182,423,040	145,122,500	37,300,540

月五日迄に報告すべし

第十七條 直営事業にありては着手及終了共其の都度報告すべし

第十八條 県造林並に苗圃事業中にありては毎月一回以上第一号様式に依り事業の功程を報告すべし

第十九條 造林地巡視及事業の施行に就ては各其擔任区域を定むる事あるべし

第二十條 事務所主任は毎月所属員の勤務を調査し第三号様式により翌月五日迄に報告すべし

第二十一條 事務所詰員には県費支弁旅費規程第七條第一項を適用す

第廿二條 詰員の公休日は左の通り定む(省略)

第廿三條 事務所には左の書類を備へ之を整理保管すべし(省略)

右及報告候也

年月 日 事務所主任

警察署宛

次に右に整理した造林計画にもとづく必要経費を苗圃・植樹・借地林収穫予定・分収林収穫・毎年度収穫予定・縣造林収支比較を第1号表より第6号表により紹介しておく。

表5 造林の収入予定

伐木年度	毎町歩現在立木数	間伐歩合	間伐本数	伐木1本山元価額	1町歩収入金
15年目	4,000本	3割	1,200本	円,060	72円,000
20年目	2,700	2割	540	,150	81,000
27年目	2,100	2割	420	,350	147,000
35年目	1,630	1割半	244	,700	170,800
45年目	1,350	1割半	200	1,000	200,000
小計	-----	-----	2,604	-----	670,800
60年目	1,100	皆伐	-----	3,500	3,850,000
合計	-----	-----	-----	-----	4,520,800

(備考第1回間伐迄約1割5分見込控除す)

表6 収益分収林毎町歩収入

伐木年度	毎町歩現在立木数	間伐歩合	間伐本数	伐木1本山元価額	1町歩収入金
15年目	4,000本	3割	1,200本	円,100	120円,000
20年目	2,700	2割	540	,200	108,000
27年目	2,100	2割	420	,400	168,000
35年目	1,630	1割半	244	,800	195,200
45年目	1,350	1割半	200	1,200	240,000
小計	-----	-----	2,604	-----	831,200
60年目	1,100	-----	-----	4,000	4,400,000
合計	-----	-----	-----	-----	5,231,200

表7 収支元金の比較

	支 出	収 入	差引純益
毎年毎町歩1円の借地林	200円,451	4,520円,800	4,320円,349
毎年毎町60銭の借地林	176,451	4,520,800	4,344,349
収益分収林	140,451	4,022,400	3,881,949

表8 収支元利金の比較

	支 出	収 入	差引純益
毎年毎町歩1円の借地林	4,865円,500	8,631円,260	3,765円,760
同60銭の借地林	4,651,713	9,175,068	4,523,355
収益分収林	4,331,013	11,630,865	7,299,852

表9 每町歩元金純益の差額

	支 出	収 入	差引純益
毎年毎町歩1円の借地林	200円,451	4,520円,800	4,320円,349
同上60銭の借地林	176,451	4,520,800	4,344,349
以上借地林を分収林となすとき	140,451	3,465,600	3,325,149

第1号表 每年苗圃費予定表

年次	種苗費	借地料	作物償却費	人夫費	諸色器具費	肥料代	番人費	雜費	管理費	計
1	1,707,940	1,022,804	696,465	1,095,500	329,250	685,500	265,000	235,000	475,000	6,522,459
2	192,000	1,027,000	53,725	1,137,500	122,600	707,500	265,000	15,000	505,000	4,025,325
3	192,000	1,071,000	40,810	1,020,250	273,300	750,000	310,000	15,000	505,000	4,177,860
4	192,000	1,072,720	2,940	983,500	122,600	757,900	310,000	15,000	505,000	3,961,660
5	192,000	1,072,720	-----	981,750	122,600	757,900	312,000	15,000	505,000	3,958,970
6	192,000	1,072,720	-----	981,750	273,300	577,900	324,000	15,000	505,000	4,121,670
7	192,000	1,072,720	-----	981,750	147,600	577,900	324,000	15,000	505,000	3,995,970
8	---	1,017,716	-----	882,700	74,460	718,900	324,000	15,000	365,000	3,397,776
9	---	782,000	-----	560,000	-----	361,250	224,000	10,000	255,000	2,292,250
10	---	184,000	-----	125,300	-----	90,300	272,000	5,000	170,000	846,600
計	2,859,940	9,395,400	793,940	8,750,000	1,475,710	6,345,550	3,030,000	355,000	4,295,000	37,300,540

第2号表の続き—②

年次	樹苗費	人夫費	保護費	借地料	雜費	管理費	計
42年目	----	41,500	525,000	740,000	15,000	790,400	2,111,900
43年目	----	41,500	525,000	740,000	15,000	790,400	2,111,900
44年目	----	41,500	525,000	740,000	15,000	790,400	2,111,900
45年目	----	11,000	525,000	740,000	15,000	754,550	2,045,550
46年目	----	22,000	525,000	740,000	15,000	768,500	2,070,500
47年目	----	22,000	525,000	740,000	15,000	768,500	2,070,500
48年目	----	22,000	525,000	740,000	15,000	768,500	2,070,500
49年目	----	27,500	525,000	740,000	15,000	768,500	2,076,000
50年目	----	27,500	525,000	740,000	15,000	774,500	2,082,000
51年目	----	27,500	525,000	740,000	15,000	767,000	2,074,500
52年目	----	27,500	525,000	740,000	15,000	767,000	2,074,500
53年目	----	27,500	525,000	740,000	15,000	767,000	2,074,500
54年目	----	27,500	525,000	740,000	15,000	767,000	2,074,500
55年目	----	----	525,000	740,000	15,000	752,000	2,032,000
56年目	----	----	525,000	740,000	15,000	752,000	2,032,000
57年目	----	----	525,000	740,000	15,000	752,000	2,032,000
58年目	----	----	525,000	740,000	15,000	752,000	2,032,000
59年目	----	----	535,000	740,000	15,000	752,000	2,032,000
60年目	----	----	525,000	740,000	15,000	751,000	2,031,000
61年目	----	----	510,000	690,000	----	746,000	1,946,000
62年目	----	----	495,000	640,000	----	746,000	1,881,000
63年目	----	----	415,000	590,000	----	746,000	1,751,000
64年目	----	----	400,000	540,000	----	746,000	1,686,000
65年目	----	----	320,000	450,000	----	729,500	1,499,500
66年目	----	----	305,000	360,000	----	729,500	1,394,500
67年目	----	----	225,000	270,000	----	729,500	1,224,500
68年目	----	----	145,000	180,000	----	729,500	1,054,500
69年目	----	----	----	90,000	----	729,500	819,000
合計	18,977,000	139,601,750	32,563,000	44,400,000	1,670,000	66,774,600	302,360,850

第3号表 借地林収穫予定表

伐採収穫年度	間伐主伐	伐採面積	毎町歩伐木数	合計伐木数	伐採立木1本代金	県収入合計
15年目	間伐	50	1,200本	60,000本	円,060	3,600円,000
16年目	同	50	1,200	60,000	,060	3,600,000
17年目	同	50	1,200	60,000	,060	3,600,000
18年目	同	50	1,200	60,000	,060	3,600,000
19年目	同	50	1,200	180,000	,060	10,800,000
20年目	同	150 50	1,200 540	180,000 27,000	,060 ,150	14,850,000
21年目	同	150 50	1,200 540	180,000 27,000	,060 ,150	14,850,000
22年目	同	150 50	1,200 540	180,000 27,000	,060 ,150	14,850,000

第2号表 每年度植樹費予定表

年次	樹苗費	人夫費	保護費	借地料	雜 費	管理費	計
1年目	1,020,000	3,600,000	174,000	50,000	60,000	1,413,000	6,317,000
2年目	1,430,000	5,300,000	294,000	100,000	70,000	1,697,000	8,873,000
3年目	1,625,000	7,000,000	242,000	150,000	27,000	1,685,000	10,729,000
4年目	1,690,000	8,850,000	297,000	200,000	57,000	1,732,500	12,826,500
5年目	2,015,000	10,825,000	314,000	290,000	38,000	1,775,000	15,257,000
6年目	2,080,000	12,150,000	415,000	380,000	68,000	2,087,000	17,180,000
7年目	2,112,500	13,075,000	380,000	470,000	49,000	2,125,000	18,211,500
8年目	2,112,500	13,600,000	431,000	560,000	78,000	2,135,500	18,917,000
9年目	2,112,500	13,862,500	465,000	650,000	78,000	2,075,500	19,243,500
10年目	2,112,500	12,287,500	436,000	740,000	54,000	1,938,000	17,568,000
小計	18,310,000	100,550,000	3,448,000	3,590,000	579,000	18,645,500	145,122,500
11年目	542,000	9,843,750	507,500	740,000	53,000	1,662,100	13,348,350
12年目	125,000	7,731,250	502,500	740,000	43,000	1,646,600	10,785,350
13年目	----	5,900,000	502,500	740,000	40,000	1,194,000	8,376,500
14年目	----	3,900,000	502,500	740,000	35,000	1,194,750	6,372,500
15年目	----	2,422,500	502,500	740,000	35,000	913,500	4,643,500
16年目	----	1,670,000	532,500	740,000	30,000	780,700	3,253,200
17年目	----	1,170,000	532,500	740,000	30,500	740,950	3,213,450
18年目	----	1,170,000	532,500	740,000	25,000	739,950	3,207,450
19年目	----	1,181,250	532,500	740,000	25,000	747,450	3,326,200
20年目	----	1,203,750	532,500	740,000	25,000	747,200	3,248,450
21年目	----	1,226,250	555,000	740,000	25,000	769,450	3,315,700
22年目	----	112,500	555,000	740,000	25,000	964,750	2,127,250
23年目	----	112,500	555,000	740,000	25,000	694,250	2,126,750
24年目	----	125,000	555,000	740,000	25,000	717,500	2,162,500
25年目	----	61,250	525,000	740,000	25,000	762,750	2,014,000
26年目	----	61,250	525,000	740,000	25,000	710,750	2,062,000
27年目	----	79,000	525,000	740,000	25,000	731,000	2,100,300
28年目	----	96,000	525,000	740,000	25,000	735,000	2,121,500
29年目	----	96,000	525,000	740,000	25,000	728,000	2,114,000
30年目	----	33,000	525,000	740,000	25,000	748,750	2,071,750
31年目	----	41,500	525,000	740,000	20,000	743,250	2,069,750
32年目	----	41,500	525,000	740,000	20,000	740,250	2,066,750
33年目	----	41,500	525,000	740,000	20,000	740,250	2,066,750
34年目	----	41,500	525,000	740,000	20,000	740,250	2,066,750
35年目	----	57,500	525,000	740,000	20,000	740,250	2,082,750
36年目	----	75,000	525,000	740,000	20,000	724,200	2,114,200
37年目	----	33,500	525,000	740,000	20,000	740,250	2,058,750
38年目	----	33,500	525,000	740,000	20,000	740,250	2,058,750
39年目	----	41,500	525,000	740,000	20,000	747,900	2,074,400
40年目	----	41,500	525,000	740,000	20,000	754,400	2,080,900
41年目	----	41,500	525,000	740,000	15,000	790,400	2,111,900

第3号表の続き—③

伐採収穫年度	間伐主伐	伐採面積	毎町歩伐木数	合計伐木数	伐採立木1本代金	県収入合計
63年目	同	50	1,100	55,000	3,500	192,500,000
64年目	同	150	1,100	165,000	3,500	577,500,000
65年目	同	150	1,100	165,000	3,500	577,500,000
66年目	同	150	1,100	165,000	3,500	577,500,000
67年目	同	150	1,100	165,000	3,500	577,500,000
68年目	同	150	1,100	165,000	3,500	577,500,000
69年目	同	150	1,100	165,000	3,000	577,500,000
小計	----	----	----	----	----	4,235,000,000
合計	----	----	----	----	----	4,972,880,000

第4号表 収益分収林収穫予定表

伐採収穫年度	間伐主伐	伐採面積	毎町歩伐木数	合計伐木数	伐採立木1本代金	伐採立木合計代金	県収入部合計
15年目	間伐	50町	1,200本	60,000本	円,100	6,000円,000	6,000円,000
16年目	同	150	1,200	180,000	,100	18,000,000	18,000,000
17年目	同	150	1,200	180,000	,100	18,000,000	18,000,000
18年目	同	150	1,200	180,000	,100	18,000,000	18,000,000
19年目	同	100	1,200	120,000	,100	12,000,000	12,000,000
20年目	同	150 50	1,200 540	120,000 27,000	,100 ,200	17,400,000	17,400,000
21年目	同	150 150	1,200 540	120,000 81,000	,100 ,200	28,200,000	28,200,000
22年目	同	150 150	1,200 540	120,000 81,000	,100 ,200	28,200,000	28,200,000
23年目	同	150 150	1,200 540	120,000 81,000	,100 ,200	28,200,000	28,200,000
24年目	同	100 100	1,200 540	120,000 54,000	,100 ,200	22,800,000	22,800,000
25年目	同	100	540	54,000	,200	10,800,000	10,800,000
26年目	同	100	540	54,000	,200	10,800,000	10,800,000
27年目	同	100 50	540 410	54,000 21,000	,200 ,400	19,200,000	19,200,000
28年目	同	100 150	540 420	54,000 63,000	,200 ,400	36,000,000	36,000,000
29年目	同	100 150	540 420	54,000 63,000	,200 ,400	36,000,000	36,000,000
30年目	同	150	420	63,000	,400	25,200,000	25,200,000
31年目	同	100	420	42,000	,400	16,800,000	16,800,000
32年目	同	100	420	42,000	,400	16,800,000	16,800,000
33年目	同	100	420	42,000	,400	16,800,000	16,800,000
34年目	同	100	420	42,000	,400	16,800,000	16,800,000
35年目	同	100 50	420 244	42,000 12,200	,400 ,800	26,560,000	19,920,000
36年目	同	100 150	420 244	42,000 36,600	,400 ,800	46,080,000	34,560,000

第3号表の続き—②

伐採収穫年度	間伐・主伐	伐採面積	毎町歩伐木数	合計伐木数	伐採立木1本代金	県収入合計
23年目	同	150 50	1,200 540	180,000 27,000	,060 ,150	14,850,000
24年目	同	150 150	1,200 540	180,000 81,000	,060 ,150	22,950,000
25年目	同	150	540	81,000	,150	12,150,000
26年目	同	150	540	81,000	,150	12,150,000
27年目	同	150 50	150 420	81,000 21,000	,150 ,350	19,500,000
28年目	同	150 50	150 420	81,000 21,000	,150 ,350	19,500,000
29年目	同	150 50	150 420	81,000 21,000	,150 ,350	19,500,000
30年目	同	50	420	21,000	,350	7,350,000
31年目	同	150	420	63,000	,350	22,050,000
32年目	同	150	420	63,000	,350	22,050,000
33年目	同	150	420	63,000	,350	22,050,000
34年目	同	150	420	63,000	,350	22,050,000
35年目	同	150 50	420 244	63,000 12,200	,350 ,700	30,590,000
36年目	同	150 50	420 244	63,000 12,200	,350 ,700	30,590,000
37年目	同	50	244	12,200	,700	8,540,000
38年目	同	50	244	12,200	,700	8,540,000
39年目	同	150	244	36,600	,700	25,620,000
40年目	同	150	244	36,600	,700	25,620,000
41年目	同	150	244	36,600	,700	25,620,000
42年目	同	150	244	36,600	,700	25,620,000
43年目	同	150	244	36,600	,700	25,620,000
44年目	同	150	244	36,600	,700	25,620,000
45年目	同	50	200	10,000	1,000	10,000,000
46年目	同	50	200	10,000	1,000	10,000,000
47年目	同	50	200	10,000	1,000	10,000,000
48年目	同	50	200	10,000	1,000	10,000,000
49年目	同	150	200	30,000	1,000	30,000,000
50年目	同	150	200	30,000	1,000	30,000,000
51年目	同	150	200	30,000	1,000	30,000,000
52年目	同	150	200	30,000	1,000	30,000,000
53年目	同	150	200	30,000	1,000	30,000,000
54年目	同	150	200	30,000	1,000	30,000,000
小計	----	----	----	----	----	737,880,000
60年目	主伐	50	1,100	55,000	3,500	192,500,000
61年目	同	50	1,100	55,000	3,500	192,500,000
62年目	同	50	1,100	55,000	3,500	192,500,000

第5号表の続き一②

収穫年度	借地林収穫	収益分収林収穫	合計
24年目	22,950,000	22,800,000	45,750,000
25年目	12,150,000	10,800,000	22,950,000
26年目	12,150,000	10,800,000	22,950,000
27年目	19,500,000	19,200,000	38,700,000
28年目	19,500,000	36,000,000	55,500,000
29年目	19,500,000	36,000,000	55,500,000
30年目	7,350,000	25,200,000	32,550,000
31年目	22,050,000	16,800,000	38,850,000
32年目	22,050,000	16,800,000	38,850,000
33年目	22,050,000	16,800,000	38,850,000
34年目	22,050,000	16,800,000	38,850,000
35年目	30,590,000	19,920,000	50,510,000
36年目	30,590,000	34,560,000	65,150,000
37年目	8,540,000	21,960,000	30,500,000
38年目	8,540,000	21,960,000	30,500,000
39年目	25,620,000	14,640,000	40,260,000
40年目	25,620,000	14,640,000	40,260,000
41年目	25,620,000	14,600,000	40,260,000
42年目	25,620,000	14,640,000	40,260,000
43年目	25,620,000	14,640,000	40,260,000
44年目	25,620,000	14,640,000	40,260,000
45年目	10,000,000	9,000,000	19,000,000
46年目	10,000,000	27,000,000	37,000,000
47年目	10,000,000	27,000,000	37,000,000
48年目	10,000,000	27,000,000	37,000,000
49年目	30,000,000	18,000,000	48,000,000
50年目	30,000,000	18,000,000	48,000,000
51年目	30,000,000	18,000,000	48,000,000
52年目	30,000,000	18,000,000	48,000,000
53年目	30,000,000	18,000,000	48,000,000
54年目	30,000,000	18,000,000	48,000,000
小計	737,880,000	786,240,000	1,524,120,000
60年目	192,500,000	165,000,000	357,500,000
61年目	192,500,000	495,000,000	687,500,000
62年目	192,500,000	495,000,000	687,500,000
63年目	577,500,000	495,000,000	687,500,000
64年目	577,500,000	330,000,000	907,500,000
65年目	577,500,000	330,000,000	907,500,000
66年目	577,500,000	330,000,000	907,500,000
67年目	577,500,000	330,000,000	907,500,000
68年目	577,500,000	330,000,000	907,500,000
69年目	577,500,000	330,000,000	907,500,000
小計	4,235,000,000	3,630,000,000	7,865,000,000
合計	4,972,880,000	4,416,240,000	9,389,120,000

第4号表の続き—②

伐採収穫年度	間伐主伐	伐採面積	毎町歩伐木数	合計伐木数	伐採立木1本代金	伐採立木合計代金	県収入部合計
37年目	同	150	244	36,600	,800	29,280,000	21,960,000
38年目	同	150	244	36,600	,800	29,280,000	21,960,000
39年目	同	100	244	24,400	,800	19,520,000	14,640,000
40年目	同	100	244	24,400	,800	19,520,000	14,640,000
41年目	同	100	244	24,400	,800	19,520,000	14,640,000
42年目	同	100	244	24,400	,800	19,520,000	14,640,000
43年目	同	100	244	24,400	,800	19,520,000	14,640,000
44年目	同	100	244	24,400	,800	19,520,000	14,640,000
45年目	同	50	200	10,000	1,200	12,000,000	9,000,000
46年目	同	150	200	30,000	1,200	36,000,000	27,000,000
47年目	同	150	200	30,000	1,200	36,000,000	27,000,000
48年目	同	150	200	30,000	1,200	36,000,000	27,000,000
49年目	同	100	220	20,000	1,200	24,000,000	18,000,000
50年目	同	100	200	20,000	1,200	24,000,000	18,000,000
51年目	同	100	200	20,000	1,200	24,000,000	18,000,000
52年目	同	100	200	20,000	1,200	24,000,000	18,000,000
53年目	同	100	200	20,000	1,200	24,000,000	18,000,000
54年目	同	100	200	20,000	1,200	24,000,000	18,000,000
小計	----	----	----	----	----	220,000,000	786,240,000
60年目	主伐	50	1,100	55,000	4,000	660,000,000	165,000,000
61年目	同	150	1,100	165,000	4,000	660,000,000	495,000,000
62年目	同	150	1,100	165,000	4,000	660,000,000	495,000,000
63年目	同	150	1,100	165,000	4,000	440,000,000	495,000,000
64年目	同	100	1,100	110,000	4,000	440,000,000	330,000,000
65年目	同	100	1,100	110,000	4,000	440,000,000	330,000,000
66年目	同	100	1,100	110,000	4,000	440,000,000	330,000,000
67年目	同	100	1,100	110,000	4,000	440,000,000	330,000,000
68年目	同	100	1,100	110,000	4,000	440,000,000	330,000,000
69年目	同	100	1,100	110,000	4,000	440,000,000	330,000,000
小計	----	----	----	----	----	4,840,000,000	3,630,000,000
合計	----	----	----	----	----	5,754,320,000	4,416,240,000

第5号表 每年度収穫予定合計表

収穫年度	借地林収穫	収益分収林収穫	合 計
15年目	3,600,000	6,000,000	9,600,000
16年目	3,600,000	18,000,000	21,600,000
17年目	3,600,000	18,000,000	21,600,000
18年目	3,600,000	18,000,000	21,600,000
19年目	10,800,000	12,000,000	22,800,000
20年目	14,850,000	17,400,000	32,250,000
21年目	14,850,000	28,200,000	43,050,000
22年目	14,850,000	28,200,000	43,050,000
23年目	14,850,000	28,200,000	43,050,000

第6号表の続き一②

	支 出		収 入		収 支 差 引	
年度	元 金	元利累計	元 金	元利累計	元 金	元利累計
39年目	2,074,400	1,693,295,000	40,260,000	1,825,563,776	630,248,200	132,268,776
40年目	2,080,900	1,797,099,000	40,260,000	1,975,357,600	668,427,300	178,258,600
小計	20,739,750	----	420,980,000	----	----	----
41年目	2,111,900	1,907,164,000	40,260,000	2,134,139,000	706,575,400	226,975,000
42年目	2,111,900	2,023,832,000	40,260,000	2,302,447,340	744,723,500	278,715,340
43年目	2,111,900	2,147,501,000	40,260,000	2,480,854,200	782,871,600	333,353,200
44年目	2,111,900	2,278,589,000	40,260,000	2,669,965,450	821,019,700	391,376,450
45年目	2,045,550	2,417,472,000	19,000,000	2,849,163,380	837,974,150	431,690,380
46年目	2,070,500	2,564,716,000	37,000,000	3,957,113,180	872,903,650	492,397,180
47年目	2,070,500	2,720,794,000	37,000,000	3,277,540,000	907,833,150	556,746,000
48年目	2,070,500	2,886,237,000	37,000,000	3,511,192,420	942,762,650	624,955,410
49年目	2,076,000	3,061,612,000	48,000,000	3,769,864,000	988,686,650	708,252,000
50年目	2,082,000	3,247,516,000	48,000,000	4,044,558,400	1,034,604,650	797,042,400
小計	20,862,650	----	387,040,000	----	----	----
51年目	2,074,500	3,444,566,000	48,000,000	4,334,699,190	1,080,530,150	890,133,190
52年目	2,074,500	3,653,439,000	48,000,000	4,642,781,100	1,126,455,650	989,342,100
53年目	2,074,500	3,874,844,000	48,000,000	4,969,347,977	1,172,381,150	1,094,503,977
54年目	2,074,500	4,109,534,000	48,000,000	5,315,508,840	1,218,306,650	1,205,974,840
55年目	2,032,000	4,358,260,000	----	5,634,439,370	1,216,274,650	1,276,179,370
56年目	2,032,000	4,621,910,000	----	5,972,505,730	1,214,242,650	1,350,595,730
57年目	2,032,000	4,901,378,000	----	6,330,856,070	1,212,210,650	1,429,478,070
58年目	2,032,000	5,197,614,000	----	6,710,707,430	1,210,786,500	1,513,093,430
59年目	2,032,000	5,551,625,000	----	7,113,349,876	1,208,146,650	1,601,724,876
60年目	2,032,000	5,844,475,000	357,500,000	7,897,650,870	1,563,615,650	2,053,175,870
小計	20,489,000	----	549,500,000	----	----	----
61年目	1,946,000	6,197,206,000	687,500,000	9,059,010,000	2,249,169,650	2,861,804,000
62年目	1,881,000	6,571,033,000	687,500,000	10,290,050,600	2,934,788,650	3,719,017,600
63年目	1,751,000	6,967,151,000	687,500,000	11,594,953,630	3,620,537,650	4,627,802,630
64年目	1,686,000	7,386,967,000	907,500,000	13,198,150,850	4,529,351,650	5,811,183,850
65年目	1,499,500	7,831,774,000	907,500,000	14,897,539,900	5,432,352,150	7,065,765,900
66年目	1,394,500	8,303,158,000	907,500,000	16,698,892,290	6,338,457,650	8,395,734,290
67年目	1,224,500	8,802,646,000	907,500,000	18,608,325,830	7,244,733,150	9,805,679,830
68年目	1,054,500	9,331,923,000	907,500,000	20,633,253,800	8,151,178,650	11,300,402,380
69年目	819,500	9,892,707,000	907,500,000	22,777,764,900	9,054,858,610	12,885,057,900
小計	13,256,500	----	----	----	----	----
合計	339,661,390	9,892,707,000	9,397,510,000	22,777,746,900	9,057,858,610	12,885,057,900

第6号表 県造林収支比較表

	支 出		収 入		収 支 差 引	
年度	元 金	元利累計	元 金	元利累計	元 金	元利累計
1年目	12,839円,459	13,224円,600	円----	円----	◎18,839円,459	◎13,224円,600
2年目	12,898,325	27,690,000	----	----	◎25,737,784	◎27,690,000
3年目	14,906,860	45,153,000	----	----	◎40,644,644	◎45,153,000
4年目	16,788,160	65,657,670	----	----	◎57,432,804	◎65,657,670
5年目	19,215,970	89,966,000	----	----	◎76,648,774	◎89,966,000
6年目	21,301,670	117,944,000	----	----	◎97,950,444	◎117,944,000
7年目	22,207,470	148,560,000	----	----	◎120,157,914	◎148,560,000
8年目	22,314,776	181,128,000	----	----	◎142,472,690	◎181,128,000
9年目	21,535,750	214,823,000	----	----	◎164,008,440	◎214,823,000
10年目	18,414,600	247,232,000	----	----	◎182,423,040	◎247,232,000
小計	182,423,040	----	----	----	----	----
11年目	13,348,350	276,215,000	----	----	◎195,771,390	◎276,215,000
12年目	10,785,350	304,221,000	----	----	◎206,556,740	◎304,221,000
13年目	8,376,500	331,353,000	----	----	◎214,933,240	◎331,353,000
14年目	6,372,250	357,988,000	----	----	◎221,305,490	◎357,988,000
15年目	4,643,500	384,390,000	9,600,000	9,600,000	◎216,348,990	◎374,790,000
16年目	3,253,200	410,902,000	21,600,000	31,776,000	◎198,002,190	◎379,126,000
17年目	3,213,450	438,962,000	21,600,000	55,282,560	◎179,615,640	◎383,679,440
18年目	3,207,450	468,700,000	21,600,000	801,199,520	◎161,223,090	◎388,500,480
19年目	3,226,200	500,242,000	22,800,000	107,811,500	◎141,649,290	◎392,430,500
20年目	3,248,450	533,699,000	32,250,000	146,530,200	◎112,647,740	◎387,168,800
小計	59,674,700	----	129,450,000	----	----	----
21年目	3,315,700	569,236,000	43,050,000	198,372,000	◎72,913,440	◎370,864,000
22年目	2,127,250	605,645,000	43,050,000	253,324,320	◎31,990,690	◎352,320,680
23年目	2,126,750	644,238,000	43,050,000	311,573,780	◎8,932,560	◎332,664,220
24年目	2,162,500	685,185,000	45,750,000	376,018,207	◎52,520,060	◎309,166,793
25年目	2,014,000	728,431,000	22,950,000	421,529,300	73,456,600	◎306,901,700
26年目	2,062,000	774,323,000	22,950,000	469,771,000	94,344,600	◎304,552,000
27年目	2,100,300	823,008,000	38,700,000	536,657,260	130,944,300	◎286,350,740
28年目	2,121,500	874,537,000	55,500,000	624,356,700	184,322,800	◎250,280,300
29年目	2,114,000	929,356,000	55,500,000	717,318,100	237,708,800	◎212,037,900
30年目	2,071,750	987,314,000	32,550,000	792,907,200	268,187,050	◎194,406,800
小計	22,215,750	----	403,050,000	----	----	----
31年目	2,069,750	1,048,746,000	38,850,000	879,331,630	304,967,300	◎169,414,370
32年目	2,066,750	1,113,862,000	38,850,000	970,941,530	341,750,550	◎142,920,470
33年目	2,066,750	1,182,884,000	38,850,000	1,068,048,000	378,533,800	◎114,836,000
34年目	2,066,750	1,256,048,000	38,850,000	1,170,780,880	415,317,050	◎85,67,120
35年目	2,082,750	1,333,618,000	54,710,000	1,295,950,000	467,944,300	◎37,668,000
36年目	2,114,200	1,415,876,000	69,350,000	1,443,057,000	535,180,100	27,181,000
37年目	2,058,750	1,503,011,000	30,500,000	1,560,141,410	563,621,350	57,130,420
38年目	2,058,750	1,595,374,000	30,500,000	1,684,248,845	592,062,600	88,874,845